都 道 府 県 各 保健所設置市 特 別 区

衛生主管部(局) 各位

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化 学物質安全対策室

毒物及び劇物取締法施行規則の改正に伴う 毒物劇物営業者登録等システムの利用方法の更改について

毒物及び劇物による危害発生防止に係る監視指導について、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第90号。以下「改正省令」という。)が、令和6年5月29日に公布され、同年10月1日に施行される予定です。これに伴い、下記のとおり毒物劇物営業者登録等システムを一部改修すると共にご利用方法を一部変更いたしますので、ご対応の程よろしくお願いいたします。

記

1 D-GETs の改修事項

改正省令の施行に伴い、厚生労働省において以下(1)~(5)の改修を実施します。

- (1) 令和6年9月27日(金)までに登録簿に登録されていた営業者のうち、令2-32に該当する品目の登録がある営業者(以下「該当登録簿」という。)について、令和2-32に該当する品目を全て削除する。
- (2) 令和6年9月27日(金)までに受付簿に登録されていた案件のうち、令2-32に該当する品目の登録がありかつ「施行」以前のステータスのもの(以下「該当受付簿」という。)について、令和2-32に該当する品目を全て削除する。
- (3) 令和6年9月27日(金)までに令2-32に該当する品目との混合物として該当登録 簿及び該当受付簿に登録されている他の毒物劇物について、備考に有機シアン化合物 との混合物である旨を追記する。また、混合物登録及びその番号について、齟齬が生じ ないよう書き換える。
- (4) 該当登録簿及び該当受付簿に、品目に令 2-32「有機シアン化合物」(CAS-NO 0、登録 年月日 2024 年 10 月 1 日)を追加する。
- (5) 毒劇辞書に指定令 2-32「有機シアン化合物」(CAS-NO 0) を追加する。

2 改修日時

令和6年9月28日(土)から30日(月)

3 改修に伴う操作方法の変更について

10 月1日以降、登録申請等の際に有機シアン化合物については個別の品目ではなく類別で申請されることとなります。その際のD-GETsにおける標準的な登録方法は以下のとおりとします。なお、品目に有機シアン化合物を含まない申請については、従来の操作方法から変更はありません。

(1) 書面申請による場合

品目登録において有機シアン化合物を登録する場合、CAS-NO については 0 もしくは「なし」、原製区分については製剤、含有量については 0 から 100%と登録ください。ただし、全ての有機シアン化合物について小分けのみの登録となる場合は、原製区分は小分け、含有量の登録はしないことでも差し支えありません。なお、辞書検索用に仮の CAS-NO として 0 を登録しております。

また、有機シアン化合物と他の毒物劇物の混合物の登録については、以下のとおりとします。

- ①有機シアン化合物同士の混合物の場合 特段追加の入力は不要です。
- ②有機シアン化合物と他の毒物劇物 A (1品目) の混合物を取り扱う場合 混合物の〇をつける必要はありませんが、A の備考欄に「有機シアン化合物との混合物」と入力してください。
- ③有機シアン化合物と他の毒物劇物 B, C, ... (2品目以上) の混合物を取り扱う場合 B, C, ... に混合物の〇と混合物の番号をふり、備考欄に「有機シアン化合物との混合物」と入力してください。

(2) FD 申請による場合

従来どおり事業者が申請システムで作成したデーター式及び別途有機シアン化合物の品目一覧の提出を求めてください。なお、現時点で申請システムに別添の作成機能を有していないことから、公開予定としている Word, Excel での様式等を利用のうえシステム外での作成が必要である旨について周知をお願いいたします。

4 従前登録されていた有機シアン化合物に該当する個別の品目について 厚生労働省から都道府県毎に提供することとしております。提供方法については別途ご 案内いたします。

5 改修に伴う事業者等に対する周知について

申請システムにおいては個別の品目から有機シアン化合物への自動書き換えに対応していないことから、事業者においては次回の登録更新時に、個別の品目から有機シアン化合物への書き換えを行う必要があります。厚生労働省ホームページにおいても操作方法等の周知・注意喚起を予定しており、各都道府県等におかれても周知をお願いいたします。